

ここでは、「参加」と「協働」の考え方について、職員や市民の皆さんから寄せられた質問の中でも多かったものを取りまとめ、指針の内容を更に理解していただけるようなQ&A集を作成しました。

また、各質問の末尾には、指針本編で再確認できるよう、関連ページを記載していますので、指針本編とあわせて活用してください。

Q&A

目次

- Q1 「参加」とか「協働」って、行政のコスト削減するための手段なんでしょう？
- Q2 「協働」は、市民活動団体が自分たちの活動を続けていくための仕事や資金を獲得する絶好のチャンスだと考えていいんですよね？
- Q3 「市民活動団体への支援」と「市民活動団体との協働」は同じものなんですか？
- Q4 「参加」や「協働」って言うけど、それって行政の責任放棄につながりませんか？
- Q5 チラシ掲示などの広報の協力も「協働」していることになりますか？
- Q6 協働の提案を受けたい（持ち掛けたい）けれど、どうすればよいのでしょうか？
- Q7 協働相手に関する情報はどうやって集めたらよいのでしょうか？
- Q8 協働で取り組みたい気持ちはあるのですが、双方に資金がありません。
- Q9 協働の相手として、企業と市民活動団体の2つの対象がある場合、選定が難しいのですが？
- Q10 市民ニーズも多様化する一方で市役所の人員も減っています。「参加」も「協働」も大切なことだとは思いますが、今以上に業務が増えたりしそうだし、とても手間隙がかかりそうなので大変ではないかと考えています。
- Q11 協働の相手が市民活動団体の場合、任意団体よりも法人格を持っている団体のほうがふさわしいのでしょうか？
- Q12 営利組織である企業との協働って、本当に取り組んでも大丈夫なのでしょうか？
- Q13 協働で取り組むべき地域の課題を見つけたので、市民活動団体と取り組みたいと思うのですが、近くに対象になる相手がいません。どうしたらよいのでしょうか？
- Q14 協働の相手方の信頼性や継続性をどのように見極めればよいのでしょうか？
- Q15 「協働」には法律などの明確な拠り所となるものがないため、自己流な進め方になってしまわないか、とても不安です。

Q1 「参加」とか「協働」って、行政のコスト削減するための手段なんじゃないの？

「参加」や「協働」の取り組みが目指す主たる目的は、地域の課題解決です。決して行政のためにコストを削減することではありません。

しかし、昨今の財政難を何とか乗り越えるため、行政が「安上がり行政」や「行政の下請け」の手段として「参加」や「協働」を利用している、といった懸念が市民活動団体側には根強く、残念ながら全国的には実際にそのような実態も一部ではあるようです。

もちろん、「市民参加」や「協働」の手段を使って社会的課題や地域の課題に取り組んだことで、同じ経費でも提供する公共サービスの質が上がったり、あるいは取り組みのスピードが速くなったりすることによりコストが下がるケースもあります。

しかし、これはあくまでも、結果的にコスト削減に結びついたのであって、「市民参加」や「協働」を「コスト削減のため」の手法と考えるのは間違いです。そもそもそのような考え方で進めている取り組みや関係性には、資源の奪い合いが始まり、いずれどちらかが疲れはててしまうため、受益者のための継続性など期待できません。

この財政難の時代において、コスト削減は行政改革の大きな目的の一つですが、「社会や地域の課題解決に取り組むため」の「市民参加」や「協働」の手法をそのために利用してはならないことを、行政はもとより、市民活動団体や企業もしっかりと肝に銘じなければなりません。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第1章「言葉の意味」を知る（9-13頁）
- 第2編 基礎編 第3章「求められる理由」を知る（19-22頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）

Q2 「協働」は、市民活動団体が自分たちの活動を続けていくための仕事や資金を獲得する絶好のチャンスだと考えていいんですよね？

その考えで「協働」に取り組もうとするのであれば、それは本末転倒といわざるを得ません。

行政や企業と同様、市民活動団体も公共を担う主体の一つですから、自己の活動を行う一方で、協働の形態をとりながら行政に代わって公共サービスを提供したり、行政や企業とともにさまざまな取り組みを進めていくことが期待されています。もちろん、その際に協働の相手から活動に必要な資金を得ることも当然あることでしょう。

しかし、その仕事や資金は、市民活動団体の自己活動のためではなく、あくまでも課題解決のために提供されているものだということを忘れてはいけません。

本来、「協働」の取り組みが目的としているのは、市民活動団体への仕事や資金の提供ではなく、地域の課題解決を図ることです。つまり、「協働」において、まず何よりも先に考えるべきことは、協働に取り組んでいる当事者の利害関係ではなく、事業を実施することで恩恵を受けることになる人たち（受益者）こそが満足を得られるような取り組みにすることです。取り組みにあたっては、このことはしっかりと相互で確認し、共有を図っておきましょう。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第1章「言葉の意味」を知る（9-13頁）
- 第2編 基礎編 第4章「それで何がかわるのか」を知る（23-26頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）

Q3 「市民活動団体への支援」と「市民活動団体との協働」は同じものなんですか？

「支援」と「協働」はよく混同されがちですが、まったく違うものです。

市民活動団体への「支援」というのは、団体が活動しやすくなるため、あるいは活動の活性化のために様々な環境整備を行うことを指しています。

例えば、補助や助成などの方法で資金支援をしたり、市民活動の拠点となる施設を設置して活動スペースや事務所機能、活動に必要な資器材を提供したりするなどがそれにあたるでしょう。

一方、市民活動団体との「協働」は、受益者を見据えた課題解決という目的を達成するために、共に活動に取り組むことです。もちろん、その場合でも市民活動団体が行き組みのための資金を得たりすることもあります。その資金はあくまでも受益者に向けた活動のためのもので、団体自体が支援を受けることとはまったく意味合いが異なります。

もちろん、協働で取り組む過程において取り組んでいる組織のスキルが高まったり、信用度が上がったりすることなど、組織自体の成長につながることもありますが、あくまでもそのことが協働の主たる目的ではありませんので、「支援」と「協働」は本質的に違うものとして考えることが必要です。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第1章「言葉の意味」を知る（9-13頁）
- 第2編 基礎編 第4章「それで何がかわるのか」を知る（23-26頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）
- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る（31-37頁）

Q4 「参加」や「協働」って言うけど、それって行政の責任放棄につながりませんか？

これまで主として行政が担ってきた公共サービスについて、その担い手が変わることに対して不安を抱かれる方もいるかもしれませんし、「本来は行政がやってきたことなのに、市民へ押しつけているだけではないだろうか」と疑問に思う方もいるかもしれません。

しかし、行政がこれまで提供してきた「公平で公正なサービス」だけでは、多様性や選択性が求められる今日の社会状況にうまく対応しつづけることが難しくなっていることは指針本編でも解説したとおりです。だからこそ、近年において「参加」や「協働」への期待が高まっているのです。

しかし、「協働」によって行政がサービスの提供者から完全に離れてしまうわけではありません。行政がやるべき領域はしっかりと責任をもって行いつつ、協働で行う必要のある領域については行政も関わりを保ちながら市民活動団体や企業というパートナーと共にサービス提供を行うのです。

つまり、「参加」や「協働」を取り入れながらまちづくりを進めていくということは、サービスの受益者をしっかりと視野に入れて取り組んでいくことでもありますので、責任を果たすことになっても、決して放棄することにはならないのです。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）
- 第2編 基礎編 第3章「求められる理由」を知る（19-22頁）
- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る（31-37頁）

Q5 チラシ掲示などの広報の協力も「協働」していることになりますか？

市民活動団体の活動について広報の協力をすることも「協働」のあり方の一つです。チラシの掲示や配布の協力などは、ちょっとしたことのように感じるかもしれませんが、市民活動団体にとっては大切な援助になることも少なくありません。

また、行政や企業の持つ広報力も市民活動団体にとっては魅力的な資源の一つです。例えば、市内に全戸配布される市報にイベントや活動に関する記事が掲載されることによって、通常では得られない大変なPR効果が期待できますし、企業が日頃から行っている様々な媒体を駆使した広報のノウハウを活用できれば、それも効果の高いPR活動につながるでしょう。

しかし、当然のことですが、協働のあり方は何も広報の協力だけを指しているわけではありません。お互いに不足している様々な資源を相互に活用することが協働には求められます。

よって「広報の協力」をきっかけとして、さらに広く、さらに深く協働の可能性を探り、相乗効果の生まれる取り組みを模索することが重要です。

◆協働指針で確認しよう！

- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る (31-37頁)
- 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える (49-55頁)

Q6 協働の提案を受けたい（持ち掛けたい）けれど、どうすればよいのでしょうか？

このような要望に対して、佐賀市ではいくつかの制度を提供しています。

提案を持ちかけたい相手や提案相手がある程度決まっているのであれば、「協働推進窓口」を活用してみてもはいかがでしょうか。この制度は、佐賀市市民活動推進課を総合窓口として、また関係各課に窓口担当者を配置し、市民活動団体等からの協働に関する提案を受け付け、話し合いを行うものです。

一方、相手や事業内容が決まっていない段階での相談であれば、「協働相談会」に相談を持ちかけるのも一つの方法です。この「協働相談会」は、佐賀市市民活動推進課と協働に詳しいNPO法人が協働により提供している窓口です。

さらに、いろいろな人や団体と交流をしながら、取り組みのきっかけづくりをしたい場合には、「佐賀市協働出会いフェスタ」が最適です。協働に取り組んでいる、あるいは協働に関心のある人たちが一堂に会し、直接対話の機会を提供する異分野交流会です。

このような行政が提供している制度を活用することで、協働のきっかけづくりを行うことが可能です。

また、アイ・スクエアビルにある「市民活動プラザ」でも、市民活動に関する相談業務を行っておりますので、こちらも活用ください。

◆協働指針で確認しよう！

- 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える (49-55頁)

Q7 協働相手に関する情報はどうやって集めたらよいのでしょうか？

佐賀市では、佐賀市を中心に活動している市民活動団体に関する情報提供の一助として、「佐賀市市民活動ガイドブック」という冊子を毎年刊行・配布しています。また、アイ・スクエアビルに設置されている市民活動の拠点施設である「市民活動プラザ」でも、市民活動団体に関する情報提供を随時行っておりますので、活用してみてください。

また、協働に関する情報不足や交流不足を解消するため、「佐賀市協働出会いフェスタ」という交流イベントを開催しています。毎回テーマを決め、そのテーマに関する協働の取り組み事例を紹介しながら、協働のあり方を学ぶとともに、関心のある市民や市民活動団体、行政、企業の人たちが、直接顔を合わせ、対話を進める交流会として好評です。このようなイベントに参加することも、協働相手のヒントにつながる情報収集の有効な一つとなりますので、是非活用してください。

ちなみに、佐賀県では「CSOブログ」という市民活動団体に関する情報ポータルサイトを運営しており、県内の様々な分野の団体の活動情報が提供されていますし、全国のNPO法人の情報については次のサイトにデータベースが提供されていますので、参考にしてください。

■佐賀県CSOブログ

<http://saga-csoblog.org/>

■内閣府NPOホームページ NPOポータルサイト

<http://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

■日本NPOセンター 「NPO法人データベース NPOヒロバ」

<http://www.npo-hiroba.or.jp/>

Q8 協働で取り組みたい気持ちはあるのですが、双方に資金がありません。

協働の取り組みは、直接的な資金を必要とするものだけではありません。お金のかからない協働のあり方もあります。

例えば、資金が無くても、行政や企業には長年培ってきた担当業務に関する情報や人脈、あるいは資材などの資源が比較的豊富にありますので、その有利性を活かして、人をつないだりアイデアを提案したりすることも可能です。一方、活発に活動を展開する市民活動団体は、想いを形にする熱意（意欲）と活動を推し進めるチカラ（専門性）を備えていますし、幅広いネットワークにも期待が出来ます。このような資源を相互に活用することで、課題解決の糸口を見つけ出すことが可能となります。

ですから、取り組みたい気持ちやニーズがあれば、まずは双方の持っている資源を使って出来ることから始めてみましょう。そして、更にその関係や事業性に継続性を求める必要が予想されるのであれば、それを契機として資金の獲得方法を模索したり、資金提供者を募ることを考えてみるのも一つの方法です。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第1章「言葉の意味」を知る（9-13頁）
- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る（31-37頁）
- 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える（49-55頁）

Q9 協働の相手として、企業と市民活動団体の2つの対象がある場合、選定が難しいのですが？

協働の相手としての選定であれば、本当に課題解決につながる取り組みができる相手であるかどうかをしっかりと考えてみましょう。本来的な協働の目的は、地域や社会の課題を解決することです。その取り組みに必要な相手かどうかという視点が最も大切です。

近年、「市民との協働」というスローガンが前面に出されることが多くなってきているため、協働の対象として、市民活動団体が真っ先にイメージされることが多いようです。しかし、協働の取り組みの目的を考えれば、その相手の属する分野よりも、専門性を持ち、相互理解が可能で、相乗効果を生み出すことができる相手であることがもっとも大切ですので、選定する場合にはその視点を常に持つておくようにしましょう。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）
- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る（31-37頁）
- 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える（49-55頁）

Q10 市民ニーズも多様化する一方で市役所の人員も減っています。「参加」も「協働」も大切なことだとは思いますが、今以上に業務が増えたりしそうで、とても手間隙がかかりそうなので大変ではないかと考えています。

「参加」や「協働」の取り組みが、これまで経験したことのない業務のあり方だとしたら、はっきりいって手間隙のかかるケースが多いことは否めません。

しかし、それがいずれ相乗効果を生み、地域の課題解決につながるとしたらどうでしょう。それでも、取り組まない方法を選びますか？

「参加」や「協働」の始動の段階は、自転車を漕ぐことに例えてみればわかりやすいかもしれません。自転車の漕ぎ始めはペダルも重く、相当の力が必要になりますし、ゆっくりでしか漕げません。しかし、いったん加速が始まればペダルを漕ぐ力もさほど必要でなくなり、スムーズに進めるようになるものです。「参加」や「協働」も初動には相当の力や負担が必要となる場合がありますが、軌道に乗り始めれば、次第にかかる負担も徐々に減ってくるものです。

ただ、この感覚はいくら頭の中だけで考えても理解できるものではありません。まず取り組んでみることで、経験をしてみることで「参加」や「協働」には欠かせないのです。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第3章「求められる理由」を知る（19-22頁）
- 第2編 基礎編 第4章「それで何が変わるのか」を知る（23-26頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）
- 第3編 実践編 第3章「取り組みの手順」を知る（39-43頁）

Q11 協働の相手が市民活動団体の場合、任意団体よりも法人格を持っている団体のほうがふさわしいのでしょうか？

任意の市民活動団体が、不動産を保有したり、行政や企業と契約行為を行ったりする際には、代表者個人の名でこれを行うことになり、このことによって個人に大きな負担がかかったり、代表者

変更で不便が生じたりすることがありました。しかし、平成10年に「特定非営利活動促進法」が施行されたことにより、市民活動団体も簡易に法人格を取得できるようになりました。

法人格の取得は、その団体の活動の規模や能力の高さ、あるいは信頼性を保証しているものではありません。最近では、認証を受けずに特定非営利活動法人（NPO法人）を名乗ったり、設立内容とは異なる事業を行うケースも出てきており、法人格の有無だけでその団体を判断しては大変危険な場合もあるため、十分な注意が必要です。

従って、協働の取り組み相手としての市民活動団体の信頼性は、法人格の有無に関係なく、活動実績や活動内容を評価することで判断されるべきであることに留意しておきましょう。

◆協働指針で確認しよう！

→ 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）

Q12 営利組織である企業との協働って、本当に取り組んでも大丈夫なのでしょうか？

企業は基本的には営利を追求する組織ですが、その企業活動は社会の健全で持続的な発展がなければ行うことはできません。つまり、企業も、市民活動団体や行政とともに、よりよい社会を築き支えていくという責務を負っており、その責務を果たす活動においては、協働の相手としてふさわしい主体であると考えべきです。

近年、企業はCSR（企業の社会的責任）の取り組みとして、社会福祉・教育・文化・環境・人権など、私たちの社会のさまざまな分野にわたる社会貢献活動を展開しています。

しかし、変化の著しい現在の社会状況の中では、企業単独での社会貢献活動に限界があることも大きな課題として認識されていますので、市民活動団体や行政からも積極的に連携のアプローチを図ってみることは重要な動きなのです。

◆協働指針で確認しよう！

→ 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）

→ 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える（49-55頁）

Q13 協働で取り組むべき地域の課題を見つけたので、市民活動団体と取り組みたいと思うのですが、近くに対象になる相手がいません。どうしたらよいのでしょうか？

団体を探す方法については、Q6やQ7で紹介しました。

しかし、このような方法で探してみても、近隣では見つからない場合もあるでしょう。その場合は、もう少し広い範囲に目を向けて相手を探してみましょう。

例えば、住んでいる町から隣の町へ、住んでいる市から隣の市へ、あるいは住んでいる県から周辺の県へと広げていけば、取り組みに必要な協働の相手が見つかる確率は高くなります。

特に行政が協働を考える場合、その相手を行政区内にある市民活動団体や企業に限定しがちですが、協働の目的は地域の受益者を見据えた課題解決ですので、協働相手選びを地元志向にこだわりすぎて、課題解決に取り組まない（取り組めない）のであれば、それは本末転倒といわざるを得ません。

まずは、課題を抱える受益者に、解決の成果としての高いサービスを提供することを最優先にした相手選びを考えましょう。地域を越えた団体とともに協働の取り組みを進めることに触発されて、地元の団体が同様の活動を始めるきっかけとなり、後に協働の相手となることも十分に考えられます。

協働の相手探しにはこのようなアプローチの方法があることも覚えておきましょう。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第2章「取り組む（組織）」を知る（15-18頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）
- 第3編 実践編 第3章「取り組みの手順」を知る（39-43頁）

Q14 協働の相手方の信頼性や継続性をどのように見極めればよいでしょうか？

市民活動団体が多くの方から理解を得たり、活動の支援者を得たりするためのポイントの一つとして、その団体がどれだけ情報を発信しているかということがあげられます。NPO法人には事業報告書等の情報公開が法律（特定非営利活動促進法）で義務付けられていますが、法人格を持たない市民活動団体には特にそのような義務付けはありません。

しかし、自分たちの活動を広く知ってもらい共感してもらうためには、ただ活動していくだけではなく、自分たちが「何をやっているのか」「何をやってきたのか」「何をめざしているのか」「何ができるのか」などをしっかりと示すことがとても大切です。

ですから、日頃の現場での活動に加え、このような情報発信を丁寧に誠意をもって行っている団体は信頼度の高い組織として考えてよいでしょう。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）
- 第3編 実践編 第3章「取り組みの手順」を知る（39-43頁）

Q15 「協働」には法律などの明確な拠り所となるものがないため、自己流な進め方になってしまわないか、とても不安です。

協働について、これまで学校で習ったことのある人はほとんどいないと思います。また、協働が国の法律によって規定されているわけでもありません。ですから、明確な拠り所が無いといわれるのも至極当然のことです。しかも憲法89条にはこのような規定があります。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

つまり、この規定をそのまま読めば、市民活動団体は、行政から自立した市民の組織であり、社会に求められる事業を自律的かつ継続的に行うことから、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に該当し、公金の支出や公の財産の利用は認められないという解釈も成り立ちます。

このため、市民活動団体と行政が協働をすすめる上で生じる、公金の支出や公の財産の使用上の適正さを担保するためにも、行政において条例や指針などを定めているのです。

今回、佐賀市でも「指針」の策定においては、「参加」や「協働」の考え方を整理し今後の方向性を定めるという目的を持っていましたが、このような憲法上の規定との整合性を図る意図も含まれているのです。

したがって、佐賀市において「協働」に取り組んでいくにあたっては、この指針の内容をしっかりと理解することを心がけましょう。